第十六号の九様式中「3．17年排ガス75%低減かつ燃費+15%達成　4．ガソリン・ＬＰＧ車新車新規登録後11年超　5．ディーゼル車新車新規登録後13年超　3．ガソリン・ＬＰＧ車新車新規登録後13年超　4．ディーゼル車新車新規登録後11年超」を「3．ガソリン・ＬＰＧ車新車新規登録後13年超　4．ディーゼル車新車新規登録後11年超」に改め、同様式記載要領15中「(2.0%・1.0%控除)」を「(1.0%控除)」に改め、「(へ)　低排出ガスディーゼル乗用車（0.5%控除）……6」及び「(ト)　低排出ガス中量車基準適合車（2.5ｔ超3.5ｔ以下バス・トラック)(1.0%控除）……7」を削る。

第十七号の二様式別表記載要領7(2)中「扶養親族の」を「控除対象扶養親族の」に改め、同記載要領8(1)中「記載する」を「記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第４項及び第314条の２第４項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書する」に改め、同記載要領11を削り、同記載要領12を同記載要領11とする。

第二十五号様式記載要領、第三十二号様式記載要領及び第三十三号の三様式記載要領中「冷凍」を「冷蔵」に改める。

第四十四号様式別表三記載心得４中「第５項」を「第４項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条の十五の次に一条を加える改正規定並びに第二条第二項及び第二条の二の改正規定並びに第五号の四様式及び第五号の五の二様式の改正規定、同様式の次に一様式を加える改正規定並びに第十七号の二様式別表、第二十五号様式、第三十二号様式及び第三十三号の三様式の改正規定並びに次条の規定及び附則第五条の規定（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項の改正規定（「附則第三十五条の三第六項において」の下に「、第四十五条の二第五項については第七百三十四条第三項において」を加え、「第三百十七条の二第一項から第五項まで」を「第三百十七条の二第一項から第六項まで」に改め、「第三百十七条の二第五項」の下に「及び第六項」を加える部分に限る。）に限る。）　平成二十四年一月一日

二　第三号様式別表の改正規定　平成二十四年四月一日

三　第十六条の十第二項第四号の改正規定　放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）の施行の日

四　附則第六条第七十三項の改正規定（同項を同条第五十四項とする部分を除く。）　電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行の日

五　附則第六条第五十九項の改正規定（「附則第十一条第四十二項」を「附則第十一条第三十項」に改める部分及び同項を同条第四十六項とする部分を除く。）　都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日

六　附則第三条の二の二十を附則第三条の二の十六とし、同条の次に三条を加える改正規定（附則第三条の二の十七及び第三条の二の十八に係る部分に限る。）及び附則第七条の改正規定並びに附則第四条第三項の規定　高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日

七　第十六条の二十二第一項第三号の改正規定及び附則第六条に四項を加える改正規定（同条第五十八項に係る部分を除く。）　港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（個人の道府県民税及び市町村民税に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方税法施行規則（以下「新規則」という。）第三号様式別表、第五号の四様式、第五号の五の二様式及び第十七号の二様式別表は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第三条　新規則第十六号の九様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第四条　施行日から附則第一条第三号に定める日の前日までの間における新規則附則第六条第二十六項の規定の適用については、同項中「第九十一条第二項第二号」とあるのは「第二条の二第二項第二号」と、「基幹放送事業者」とあるのは「放送事業者」とする。

2　施行日から附則第一条第四号に定める日の前日までの間における新規則附則第六条第五十四項の規定の適用については、同項中「附則第十五条第四十四項」とあるのは、「附則第十五条第三十三項」とする。

3　附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法施行規則附則第七条第五項の規定は、同号に定める日以後に新築される貸家住宅に対して課すべき平成二十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同号に定める日の前日までに新築された貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「附則第三十五条の三第六項において」の下に「、第四十五条の二第五項については第七百三十四条第三項において」を加え、「第三百十七条の二第一項から第五項まで」を「第三百十七条の二第一項から第六項まで」に改め、「第三百十七条の二第五項」の下に「及び第六項」を加え、「並びに第三百五十四条の二（これらの規定を第七百三十四条第一項」を「、第三百五十四条の二（第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項」に改め、「及び第七項」を削り、「第三百六十四条第九項」を「第三百六十四条第七項及び第九項」に、「及び第三百八十二条の三（これらの規定を」を「(第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百八十二条の三（」に、「(第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六百五条、第六百十一条第一項及び第六百二十五条第一項（これらの規定を」を「、第六百五条及び第六百十一条第一項（これらの規定を第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六百二十五条第一項（」に改める。

別表地方税法施行令の項中「第二十五条第一項（第一条において準用する場合を含む。）」を「第二十五条第一項」に、「第十二条の二第十六項」を「第十二条の二第八項」に改める。

○総務省・財務省令第一号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十二条の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日

総務大臣　片山　善博
財務大臣　野田　佳彦

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項第七号中「給付補てん金」を「給付補塡金」に改める。

第十二条の見出し中「申立て」を「申立て等」に改め、同条第一項中「、その者の所得税又は法人税の納税地の所轄税務署長を経由して、」を削り、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、「について」の下に「、前項の規定は、当該相手国等において、当該相手国等の国民よりも重い租税を課されたことにつきこの項において準用する第一項の申立てをした者がする当該租税条約の規定による仲裁の要請について、それぞれ」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。